

佐渡市教育大綱（案）

平成 27 年 月

佐 渡 市

第1章 はじめに

本市の教育、学術及び文化・スポーツの振興に関する総合的な施策の体系を示すため、「佐渡市教育大綱」（以下「大綱」という。）を定めます。

1 大綱の位置付け

大綱は、平成27年4月1日改正施行の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（地方教育行政法）」第1条の3の規定により、教育に関する基本的な方針として策定するものです。

2 他の計画との関連

(1) 「佐渡市将来ビジョン」

本市では最上位計画である、平成25年12月変更の「佐渡市将来ビジョン」が策定されています。大綱は、この「佐渡市将来ビジョン」を重視しまた、「佐渡市まち・ひと・しごと創生総合戦略」と関連付けて策定します。

(2) 関連計画等との整理

国及び新潟県等において策定済みの以下の計画及び動向等も踏まえ策定するものとします。

- ・新潟県の教育振興基本計画（計画期間：平成23年度～平成32年度）
- ・国の第2期教育振興基本計画（計画期間：平成25年度～平成29年度）
- ・今後の教育改革の動向

3 期間

期間は平成27年度を始期、平成31年度を終期とする5年間とします。

第2章 大綱

1 大綱の構成

大綱は「理念」、「目指す姿(基本方針)」、「基本目標」によって構成します。また、それらを実現するための施策となる「基本計画(教育振興基本計画の骨子)」を合わせて定めるものとします。

2 理念及び目指す姿(基本方針)

理念

目指す姿(基本方針)

3 基本目標

・
・
・

第3章 基本計画(教育振興基本計画の骨子)

1 推進組織

2 主な施策

・
・
・